

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 4年 7月20日(水) 午後6:54～ 7:58

2. 開催場所 あわくら会館東3東4

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長(代理) 白旗 佳三
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 農地法第5条

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可 ・ 不許可
- ・ 議案第2号 許可 ・ 不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、7月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願 いします。</p>
会長	<p>まだまだ天候不順なので皆様体調には気をつけて下さい。それでは議題にそって審 議していきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号3番の上山委員と 4番の高木委員にお願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴い、議案の読み上げを省略する等の議事の一部 を簡略化して進めて参りたいと思いますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 P2 基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。 今回、1件の申請がありました。うち新規の設定が1件、再設定が0件となります。</p> <p>■申請番号2-8番（使用貸借） 1筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● ●● ●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●● ●● ●● 氏</p> <p>各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を3～4ページに添付しておりま すのでご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
神原委員	<p>まだ、●●になっとる。</p>
事務局	<p>毎年広報誌には掲載していますが、皆様からも広告塔になっていただき、手続きが 必要な旨お伝えください。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 P5 農地法第5条に係る転用の案件です。</p> <p>■申請番号7番（所有権移転） 1筆</p> <p>譲渡人 西栗倉村●●● ●● ●●</p> <p>譲受人 西栗倉村●●● ●● ●●</p>

	<p>本件は、●●が実施する事業に参加する企業や関係人口が居住するためのユニット型住宅を建設することを目的にしています。</p> <p>既に、数人の委員の方々からご指摘いただいています当該農地については、昭和の時代からゲートボール場、また、土木事務所の土場の利用がなされており、農業の用に供していない状態が続いています。事務局で調べましたところ、一時転用の手続きも確認されておりません。また、平成 28 年度までは農振地であったことから、以前から永年転用もできていないことが伺えます。</p> <p>これらのことから、当時から、農業委員による農地パトロールにより違反転用が疑われる旨、通知や指導を行わなければならなかったと考えられるところですが、今に至っているのが現状です。</p> <p>そもそも第2種農地であるこの場所を選定するに至った理由として、譲受人である村の見解ですが、昨年度栗倉土場の関係でご審議いただきました通り、村の公共事業をする際には、優良な農地をなるべく転用しない旨の要望を預かっております。そのため、すでに水田には適さない農地を選定することが望ましいと考えたとのことです。代替案について、下に鶏舎があると思いますが、ここは水害にあった経緯もあり、場所として適していません。また、かさ上げも必要で上水道の延長も長くなり、工事費がかさむとのことです。また、寒冷地に慣れていない住民向けという想定から、下土居は適しています。これらのことから、所有者である●●に打診したところ、ご理解いただいたとのことです。</p> <p>違反転用の様に供されていた農地を正式に転用することで、今回の問題をクリアできるとも考えられます。また、今後このような農地を早期発見し、事前に解消していくことも農業委員の職務であり、事務局からも何等かの情報提供体制をとっていく必要があると考えています。</p> <p>以上、様々な経緯を要している農地ではありますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
井上委員	隣地への影響はないのか。
事務局	P6の資金調達の部分を見てもらうと土地造成費用はないものの、P7にあるように、土砂の流出や崩壊の恐れがないと思われるが、隣地への流出がないように留意することです。
会長代理	現在、当該用地の壁は野積み of 石になっている。隣地に迷惑をかけないためにも、コンクリートにしてきちんとしたものにしたほうが良いのでは。
事務局	このような話があった旨伝えておきます。
青木会長代理	登記上、田であるにもかかわらず宅地並みに買収されているように思う。いかななものか。農地があっても、次から次へ建物を建てたら農地がなくなるので、集合住

	宅を建てたほうが良い。
事務局	現況、宅地の用に供されていることからそのようになったと思われるが、農業委員会としては、買取価格については審議することは難しい。ただ、P6にある資金調達が正常であり、転用が確実に実行されるか否かについては、審議の範囲と考えています。P14にあるように、村の当初予算にも計上されていることが伺えますので、問題ないと考えています。
青木会長代理	経費をかけないようにその場所の選定に至ったとなっているが、建設自体を一戸建てではなく、集合住宅のようにすることのほうが良いと前から村長にも言っていたが・・・。
井上委員	隣地の所有者である道上さんは、状況がわからないまま判を押したとっている。村から再度説明をしたほうが良いのではないかと。自治会長がその時は来ていたようだが。
事務局	再度わかるような説明をするよう、担当課に伝えておきます。
高木委員	今回のようなことが許されるのであれば、違反に転用して、村に高く買ってもらうとする温床にもなりかねない。 現在農地パトロールにより、現状を把握しているところだが、場所によっては、倉庫があったり木屋があったり農地ではないところもあるように伺える。一度見直しをかけることで、このような事象を未然に防がないといけないと感じる。また、今回の件に関していえば、予算化もされているからか、現場では、縄張りまでされ、農業委員会にかける前にいろいろ動いている様子がうかがえる。これでは、農業委員会の存在意義に疑問を感じる。そもそも、農地が 200ha 未満の自治体については、農業委員会の設置は義務化されていないと思う。来年の改選はなくてもよいのではと思う。
事務局	そのような温床になってはいけないと思う。農地パトロールのあり方については、現行のままであると、違反転用や非農地等の判断が難しいところもある。今年度実施する際には、少し工夫をして図面等お渡しできればと思う。お時間をいただきたい。 また、事前に縄張り等行っていることについては、確かに実施されており、どのような経緯でこのようなことになったかも含め、担当課に伝えるようにします。 高木委員の言われる通り、本村は、農業委員会の設置が絶対に必要な自治体ではないが、村としての農業の意義を考えるうえでもやはり必要と考えている。ご理解いただきたい。
高木委員	売買契約もすでに行っているのではないかと。
事務局	支払は行ってない旨は承知していますが、契約については確認していません。ただ、今までの3条や5条の所有権移転を伴うものについては、事前に個人間の契約を行

	ってから農業委員会にかけることもある。
会長	前日も土場の関係でもめたが、公共事業を実施する際には事前に情報提供をするようになっていた。このようなケースは2度目なので考えてもらいたい。
会長代理	3度目はない。村からの始末書は出せないだろうな。
上山委員	文書での回答をもらいたい。(いきさつや断りのことなど)
事務局	今回の件に関しては、文書的なものは難しいと考えます。ただ、事前に情報提供をすることについては、今後気を付けるように村長にも伝えておきます。ご理解いただきたい。
高木委員	今回の件には関係のないことだが、南側にある鶏舎がみすぼらしい。使わない状態が長い間続いているので、撤去して原状回復してもらいたい。
事務局	予算化できるかも含め、伝えておきます。
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。 他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	<p>① 前回、活動記録簿のサンプルを作成してくださいとの要望をいただきましたので、いくつかパターンを用意しました。基本、赤枠は必須事項となっておりますので、ご参考ください。なお、週2回の活動を続けていただきますが、項目番号が1にあたるもの、例えば農業委員会総会などについては、最適化活動に該当しないため、1回にカウントされません。ご注意ください。また、活動記録簿については、提出の義務はありませんが、今後お渡しする自己採点表は提出してもらう必要があるため、準備ができ次第お渡しします。</p> <p>② 前回お伝えした、旧JAのところで事務所を構えているむらまると研究所が、自動草刈機のデモを行う旨お伝えしたと思いますが、7月28日(木)午前10時から(雨天延期7/29)、場所は引谷の天神さんの隣の会長の畦畔で実施することとなりました。忙しい時期だとは思いますが、見に来て、問題点等をお伝えしていただければと思います。</p> <p>③ ふるさと納税の返礼品であるあわくら源流米やおおがや米について、お知らせします。本件はエーゼロが管理していますが、現在、あわくら旬の里の集出荷場内に設置している米保冷庫で管理しているお米に、カビが発生しているとの連絡を7/12に受けています。そのことで、約290名の寄付対象者に対し、お詫び文を送付したとのこと。これにより数件の問い合わせがあり、適切に対応しているとのこと。今後発生させないためにも、メーカーとの調整やオペレーションに問題がなかったかなど原因究明を行っているところです。村としても西栗倉村を応援していただいている方々に引き続き行っていただけるよう、エーゼロへの指導を行っているところです。大変ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

	<p>④ 農業委員会業務必携の新刊が出ましたので配布しております。P8 に改正法の概要についての記載がありますが、人農地プランの法定化がなされ、農業委員会として目標地図の素案を作成することとなりました。また、農地の集約化等については、市町村が定める農地利用集積計画と農地中間管理機構が定める農地利用配分計画が統合されることとなり、利用権設定のあり方も今後変わってくるものが予想されます。詳しくわかり次第お伝えします。</p>
会長代理	<p>草刈は重労働だが、自走式モアなど村で所有して貸し出すようなことはできないのか。</p>
事務局	<p>現在、多面的機能支払制度を本村で進めています。ほとんどの地区で参加する旨を表明していただいております。この事業では、村全体を1つの組織とすることとしていますが、各組織で上限を設けた配分があります。共同活動を行ってもらい場合によっては、使い切れないことも出てくると思います。そのような資金を活用して、草刈機などを購入することも検討しています。村ではなく、地域全体で購入する仕組みを進めたいと思っています。</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局長	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	<p>いろんな審議ありがとうございました。これから一段と熱くなると思いますが、体調管理は気をつけてください。お疲れ様でした。</p>

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員